（別添２）

令和元年五月三十一日
衆議院内閣委員会　委員会決議

子どもの貧困対策の推進に関する件

政府は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一　本法による市町村計画の策定に係る規定は、市町村の個別の状況が十分勘案されるものであり、市町村計画の策定に関しては、市町村の意思が十分に尊重されなければならないこと。

二　市町村計画を策定する市町村に過重な負担が生じることのないよう、当該市町村に対し、必要な学術的又は財政的支援その他の援助を行うよう努めること。

三　貧困状態にある子どもがどこの地域に住んでいようと適切な取組の下での支援を受けられるよう、市町村計画が定められているか否かにかかわらず各市町村と十分な連携を行い、子どもの貧困対策に関する施策の充実を図ること。

四　子どもの貧困に関する調査が全国的に実施されるよう努めること。

右決議する。

（別添３）

令和元年六月十一日
参議院内閣委員会　附帯決議

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　本法が、子どもの「将来」のみならず「現在」の貧困状態の改善を目的に加え、生活の支援については子どもへの直接的な支援以外の支援も含むことを強調したこと、保護者への就労支援は就労後の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための支援を含むことを明確にしたことを十分に踏まえ、大綱の変更等を適切に行うこと。

二　大綱案の作成及び変更の際には、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされた趣旨を踏まえ、都道府県計画、市町村計画の策定に当たってもこれらの者の意見ができるだけ反映されるよう努めること。

三　貧困状態にある子どもがどこの地域に住んでいようと適切な取組の下での支援を受けられるよう、市町村計画が定められているか否かにかかわらず各市町村と十分な連携を行い、子どもの貧困対策に関する施策の充実を図ること。

四　本法による市町村計画の策定に係る規定は、市町村の個別の状況が十分勘案されるものであり、市町村計画の策定に関しては、市町村の意思が十分に尊重されなければならないこと。

（令和元年六月十一日
参議院内閣委員会）

五　市町村計画を策定する市町村に過重な負担が生じることのないよう、当該市町村に対し、必要な学術的又は財政的支援その他の援助を行うよう努めること。

六　子どもの貧困に関する調査が全国的に実施されるよう努めること。

右決議する。

地域子供の未来応援交付金の概要

（令和元年度予算　1.5億円、平成30年度補正予算　2.5億円）

多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うため、子供たちと「支援」を実際に結びつける事業を実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な支援体制を確立（地域ネットワーク形成）する地方公共団体の取組の立ち上げ期を支援する。

内閣府

地方公共団体

○実態調査・資源量の把握

（補助率：1／2
補助基準額：　300万円）

・貧困の状況にある子供等の実態把握と支援ニーズの調査
・支援ニーズに応えるため、地域において現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握

○支援体制の整備計画策定

（補助率：1／2
補助基準額：　300万円）

※上記2事業を別々に実施する際でも補助基準額は、合計で300万円までとする。

・子供たちと「支援」を結びつける事業の必要性、有効性などを把握する観点から行う。

○子供たちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備

（補助率：1／2
補助基準額：最高1，500万※1）

・子供たちと「支援」を結びつける事業の立ち上げ実施をする過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な取組体制を確立

（事業例）
・コーディネーター事業（アウトリーチ支援等）
・学習支援等の居場所づくり（サポート）事業
・貧困の状況にある子供支援マッチング事業

※1 都道府県が全域圏で事業実施する場合

・コーディネーター事業等の担い手の育成
・行政機関職員の貧困対策の理解促進

○地域ネットワーク形成研修事業

（補助率：1／2
補助基準額：最高300万円）

・都道府県及び市町村の子供の貧困対策担当行政機関、子供の貧困対策に関する支援活動従事者等に対する地域ネットワーク形成のための研修の実施

各地域において必要なネットワークの構築を推進するとともに、具体的な事業と一体的に実施することにより連携体制を深化させ、地域における他の貧困対策事業への波及（実効性の向上）を推進

地域子供の未来応援交付金

（別添３）

実態調査・計画策定における交付金の活用例

①実態調査・資源量の把握
- 調査票の設計、調査結果のデータ入力・分析等を行う臨時職員の報酬（給料・手当）、保険料、消耗品費（文房具・コピー用紙・トナー等）
- 調査項目や調査結果の有識者への意見聴取に係る謝金、聴取者の旅費
- 調査票、調査の趣旨や方法等説明紙、送付用・返信用封筒等の印刷費
- 調査票の発送・回収に係る郵送費
- 調査報告書の印刷費、意見聴取有識者等関係者への郵送費

②支援体制の整備計画策定
- 計画の素案作成、参考となるデータの収集、計画策定委員会の運営、パブリックコメント等を行う臨時職員の報酬、保険料、消耗品費
- 計画策定委員会開催に係る会議費（お茶代）、会場借料、開催通知の郵送費、会議資料の印刷費、外部委員の旅費・謝金
- 策定した計画の印刷費、計画策定委員会委員等関係者への郵送費

※事業を委託（全部又は一部）する場合の「委託費」としても活用が可能

多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うため、子供たちと「支援」を実際に結びつける事業を実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域ネットワークの形成を図る地方自治体を支援する。

内閣府

※地域子供の未来応援交付金の概要はこちらをクリック（内閣府HP）

地方自治体

（1）実態調査・計画策定

- 補助率：1／2
- 補助基準額（補助対象事業費の上限）：300万円（①②の合計）

①実態調査・資源量の把握
- 貧困の状況にある子供等の実態把握と支援ニーズの調査
- 支援ニーズに応えるため、地域の資源量（支援を行う民間団体の状況等）の把握

②支援体制の整備計画策定
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に定める計画の策定

※令和元年の法改正により、都道府県だけでなく、市町村に対しても計画の策定が努力義務化

（2）子供等支援事業

- 補助率：1／2
- 補助基準額：最高1，500万円（①②の合計）、最高300万円（③）

①子供たちと「支援」を結びつける事業
- コーディネーター事業（アウトリーチ支援等）
- 子供食堂等の居場所づくり事業

②連携体制の整備
- 自治体内部（福祉部門・教育部門）、社協、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携
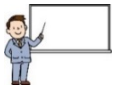
③研修の実施
- 都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等